

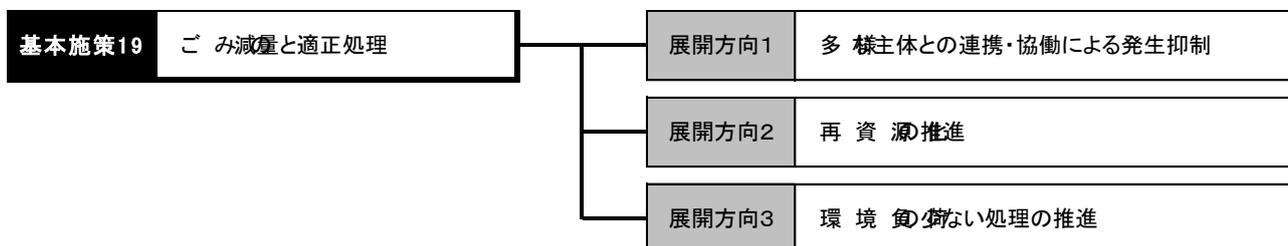
<現状と課題>

- 国立市が収集した可燃ごみは、稲城市にある稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で構成する多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川で焼却され、その後の焼却灰は日の出町にある25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚処分場において建設・土木資材やエコセメントとしてリサイクルされています。また、不燃ごみは、市内にある環境センターへ搬入し、分別・破碎・圧縮等の工程を経て、専門業者が引き取り処理されています。
- 国立市は、廃棄物の排出が抑制され、また、排出された廃棄物もできる限り循環的に利用され、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指しています。循環型社会の形成に向け、埋め立てごみ「ゼロ」に取り組んだ結果、平成22(2010)年度にはこれを達成しています。
- しかし、ごみの搬出量は、多摩地域の他市と比較して多い方に位置しており、市民の理解と協力の下で様々な取組を展開しているものの、ごみの減量の成果としては遅れていると言わざるを得ない状況にあります。ごみの焼却の中間処理や最終処分を広域化し、他の自治体に依存している状況を踏まえ、さらなるごみの発生抑制が求められます。
- 現在は、市民や事業者ができること、取り組むべき行動(エコアクション)を推進するための方策として「くにたちECOプロジェクト」と題し、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)¹⁷の普及拡大に取り組んでいます。
- 平成26(2014)年度に実施した「第15回国立市政世論調査」によると、「ごみの発生抑制と資源化の推進」は、「特に力を入れてほしい」と「力をいれてほしい」の合計値が87.4%で対象32施策中2番目に高くなっています。また、今後、循環型社会の形成のために行政がすべきこととしては、「ごみの分別などに対する指導を徹底する」が37.5%で最も高く、次いで「市報においてごみ(廃棄物等)に関する情報を詳しく提供する」の36.5%、「事業者に対し、商品の包装を簡単にする等、ごみの量を減らす販売方法等を指導する」の31.8%の順となっています。
- 今後も引き続き、循環型社会の形成に向け、行政が先導的な役割を果たしながら、5Rや各種のリサイクルの取組等について、積極的な情報発信を行い、より多くの市民や事業者の主体的な活動を促進する必要があります。

¹⁷ 「Reduce (リデュース)：ごみになるものを減らす」、「Reuse (リユース)：使い捨てせずにそのままの形状で何度も使う」、「Repair (リペア)：修理・修繕しながら物を大切に使う」、「Return (リターン)：使用済み製品を販売店へ返す」、「Recycle (リサイクル)：原材料として再生して使う」の頭文字をとったもので、循環型社会を実現するためのキーワード。

<施策の目的及び体系>

多様な主体との連携・協働の下、ごみの発生を抑制するとともに、ごみの適正な処理を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。



<展開方向1：多様な主体との連携・協働による発生抑制>

【目的】

多様な主体との連携・協働の下、市内から出されるごみの総量を抑制します。

【手段】

- ◆市民、事業者、行政の適切な役割分担と連携・協働の下、5Rの推進に取り組みます。
- ◆事業者に対する排出指導等を通じ、事業系ごみの減量・リサイクルを促進します。
- ◆EPR（拡大生産者責任）¹⁸の推進を具体化するため、他の自治体とも連携を図りながら、国や東京都に対してEPRの法制化等を要望していきます。
- ◆可燃ごみを中心に、さらなる減量及び分別を進めるため、啓発や情報発信を強化するとともに、家庭ごみの有料化をはじめ、あらゆる手法に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

| 指標名 | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 実績値 | 目標値 | |
|---------------|----|--------------------------------------|-----------------|-------|-------|
| | | | | H31年 | H35年 |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | g | 年間の総ごみ排出量 ¹⁹ ／ 人口／年間日数 | 830.7 (H26年) | 736.9 | 708.9 |

¹⁸ Extended Producer Responsibility の略であり、製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方。この考え方が推進されることで、生産者は製品等の設計段階からごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものを作るようになるため、環境負荷の低い製品等がまちに広がっていき、結果としてごみが減っていくと考えられている。

¹⁹ 総ごみ排出量：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（集団回収を含む）、粗大ごみ、有害ごみの合計量である。

<展開方向 2 : 再資源化の推進>

【目的】

循環型社会の形成に向け、限りある貴重な資源を有効活用します。

【手段】

- ◆全市的にごみの分別排出の徹底が図られるよう、周知啓発等の強化に取り組みます。
- ◆剪定枝の資源化、粗大ごみの再生利用、廃家電製品から金属類を取り出すなどの取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

| 指標名 | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 実績値 | 目標値 | |
|-------|----|---------------------------------|----------------|------|------|
| | | | | H31年 | H35年 |
| 総資源化率 | % | 総資源化量／(集団回収量＋資源ごみ量＋収集後資源化量)×100 | 35.1 (H26年) | 39.8 | 41.6 |

<展開方向 3 : 環境負荷の少ない処理の推進>

【目的】

環境に配慮した安全なごみ処理を安定的に推進します。

【手段】

- ◆ごみ処理による環境負荷を低減するため、焼却残渣のエコセメント化等の従来からの取組に加え、より高効率な資源化や収集運搬の効率化に取り組みます。
- ◆し尿及び生活排水の適正な処理を行うとともに、仮設便所を除く100%の水洗化を目指します。
- ◆公共施設から出されるごみのリサイクルや分別の徹底に向け、職員のごみに対する意識向上を図ります。
- ◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(PCB特別措置法)²⁰に基づき、庁舎等で保管しているコンデンサ・安定器に含まれるポリ塩化ビフェニル廃棄物を適正に処理します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

| 指標名 | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 実績値 | 目標値 | |
|---------|----|------------|-----------------|-------|-------|
| | | | | H31年 | H35年 |
| 焼却残渣排出量 | t | 同左 | 1,527 (H26年) | 1,240 | 1,148 |

²⁰ PCBは毒性が強いポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況について届出を行うとともに、政令で定める平成39(2027)年3月末日までの処分が義務づけられている。